## 指数の基準時に関する統計基準の解釈及び運用について

平成22年4月14日総務省政策統括官(統計基準担当)決定

## 1 本基準の適用範囲

本基準は、公的統計(統計法(平成19年法律第53号)第2条第3項に規定する公的統計をいう。)である指数であって、平成22年4月1日以後に作成されるものに適用される。

#### 2 「1 指数の基準時の原則」について

- (1) 「指数」とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために、基準となる時点の生産量等を100として他の時点における統計数値を相対的に表したものである。また、「基準時」とは、この基準となる時点をいう。
- (2) 基準時は「年次」とする。ただし、合理的に必要であると判断される場合には、「年度」を採ることも許容される。

## 3 「2 ウェイトを固定する指数」について

- (1) 指数は、多数の財・サービスの価格(数量)変化を平均的に表示する必要があることから、個々の財・サービスに対してその重要度に応じた係数を与え、その係数を用いて加重平均した総合指数の形式を採っている。「ウェイト」とは、この個々の財・サービスに対してその重要度に応じて与えられる係数をいう。
- (2) 「ウェイトを固定する指数」とは、ウェイトを2年以上固定するラスパイレス型指数をいう。したがって、ウェイトを毎年更新する連鎖指数はこれに含まれない。また、パーシェ型指数については、その算出に当たっては基準時と比較時のウェイトは同一であるが、比較時が変わるごとにウェイトが変化するため、これに含まれない。
- (3)「当該指数の基準時である年のウェイト」は、基準年の年次を対象とする統計調査の 結果等により作成されるものであることを通例とするが、当該指数に求められる役割 を踏まえて統計技術的に合理的な方法で作成され、かつ、それが「基準時である年の ウェイト」として一般的に認められるものも許容される。
- (4) 「やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないとき」とは、ウェイト設定のデータ源である統計調査等が中止又は延期され、かつ当該設定のための代替手段も全くない場合をいう。

- 4 「3 基準時を更新した場合の利便確保措置」について
- (1) 「新指数と旧指数とのリンク」とは、基準時を更新した場合、時系列比較の観点から、新基準時による指数(新指数)と旧基準時による指数(旧指数)を両指数から求めたリンク係数を用いるなどして接続させることをいう。
- (2) 「その他の利用者の利便のための適切な措置」とは、指数の利用者が利用に当たり 誤解や誤用することがないよう、基準時やウェイトの更新の概要、基準時の時点、利 用上の注意(新旧指数の動向の相違に関する分析結果等)等について、インターネッ トの利用その他の適切な方法により、利用者に十分な周知徹底を図ることをいう。

# 5 「4 その他」について

これは、統計法において、基幹統計に指定された重要な指数については、その作成・変更の際、統計法第9条、第11条又は第26条による統計委員会の審議に付される仕組みとなっていることから、本基準と統計法の規定との関係を明らかにするために設定したものである。